

会 議 録			
平成 20 年度 第 1 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 20 年 6 月 3 日 午前 10 時 30 分	
開催場所		和光市役所 603 会議室	
開催時刻	午前 10 時 30 分	閉会時刻	午前 11 時 00 分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部長 石川 幹	
鈴得 敏明		長寿あんしん課長 田中 義久	
金子 正義		長寿あんしん課長補佐 東内 京一	
尾澤 勝則		介護福祉担当 清水 将周	
石渡 まさ子			
柳 守之			
木暮 晃治			
藤田 志津子			
藤森 友喜			
柴崎 豊明			
柳下 順子			
欠 席 委 員			
緒方 千恵		平内 紀子	
山口 はるみ		加山 佐代子	
備			
考			
会議録作成者氏名		三木 文子	

会 議 内 容	
田中課長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それではこれより平成 20 年度第 1 回和光市介護保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>早速ですが、はじめに会長の選出を行いたいと思いますが、委員改正後初めての会となりますので、会の進行上、仮の議長を石川保健福祉部長が務めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
石川部長	<p>和光市介護保険条例第 19 条第 1 項に「会長及び委員の互選によってこれを定める。」とありますので、これより会長の選出を行いたいと思います。選出の方法ですが、まず立候補される方はおりますでしょうか。それでは申しわけないのですが、推薦を受けたいと思いますが、どなたかご推薦いただけますでしょうか。</p>
鈴得委員	<p>従来どおり菅野委員にお願いしたいのですが。</p>
藤田委員	<p>私も菅野先生にお願いしたいです。</p>
石川部長	<p>ただいま 2 人の委員さんから引き続き菅野先生にお願いしたいという推薦の声が上がりましたが、その他のご意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは菅野委員に会長をお願いするということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">* 「異議なし」 *</p> <p>菅野会長、よろしく申し上げます。</p>
鈴得委員	<p>先ほどの市長からのご挨拶の中で、運営協議会と推進協議会が一つになるようなお話があったのですが、7 月になるとこの 2 つが 1 つになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>3 年に一度、事業計画を策定する年には介護保険運営協議会と推進協議会が 1 つになります。前回の平成 17 年の時も 7 月から 4 回ほど運営協議会と推進協議会が一体となり「長寿あんしんプラン策定会議」となっております。今後スケジュールを調整いたしますが、7 月から 4 ～ 5</p>

回に分けて策定会議となります。それ以外においては、運営協議会は市長の諮問機関となっておりますので、議会に提示する重要事項（予算・条例改正）がある時に皆様に集まっていただきたいと思います。

鈴得委員

策定会議はできるけれども、運営協議会とは別々ということですね。

石川部長

それでは菅野会長が選出されましたので、仮議長を交代させていただきます。早速ですが、菅野会長、進行をお願いいたします。

菅野会長

会長に推薦していただきありがとうございます。それでは今協議会議長を務めさせていただきます。

まず最初に副会長を指名することとなっております。鈴得委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「承諾」の意思あり

それでは、順次議事に入らせていただきます。まず議事録の署名人を指名させていただきます。鈴得委員、金子委員、議事録の署名をお願いします。

まず初めに審議事項「和光市小規模多機能居宅介護における独自報酬算定基準設定の承認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料No.1の「和光市小規模多機能型居宅介護費における独自報酬算定基準」をご覧ください。

この資料の詳しい説明の前に、今回から運営協議会の委員が9名体勢から15名体勢に拡大いたしました。名簿をみていただきまして分かるように、地域包括支援センター運営部会、地域密着型サービス運営部会の委員も含まれております。介護保険運営協議会は市長の諮問答申機関なので、今後は小規模地域密着型サービスに対する調整事項・承認事項、地域包括支援センターの運営・新設に関する事項についても当協議会で検討をお願いしたいと思います。

では資料の説明にまいります。小規模多機能型居宅介護というのは通常定員25名、訪問（ホームヘルプ）・通所（デイサービス）・泊り（ショートステイ）の3つの機能を有した施設で、市長が指定いたします。現在和光に3施設あります。今回の承認事項はこの施設に対して市町村が独自に加算できるという独自報酬についてです。和光市はその申し出

を行いまして、(1)1ヶ月につきI事業者500単位、(2)750単位、(3)1000単位といった3つの加算を申し立てております。この加算については、和光市が独自に基準を設けております。

その算定要件として(一)独自報酬算定開始月の前2月間において、和光市が定める認知症高齢者を登録定員の6割以上を受入れている事。

(二)専門性の高い人材が確保されていることとして、以下の4つのうち2つに該当している事。①介護福祉士の資格を有するもの、又は認知症介護経験(3年以上)のある社会福祉士や看護師を常勤で3名以上配置していること。②5年以上の経験年数を有する介護従事者を3名以上配置していること。③認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。④認知症介護実践者研修修了者又は介護支援専門員の有資格者を3名以上配置していること。大事なことは(三)の他事業者及び地域との連携強化の実施で、3つのうち2つに該当している事。①地域住民との交流スペースがある。②和光市が進める地域福祉介護ということで和光市の地域支援事業—一般高齢者・特定高齢者に対する介護予防事業・権利予防事業、更には地域住民との交流や介護教室や会食会や運営推進会議の開催、町内会の防災訓練や夜警等、地域連携等。③定期的な諸会議に出席するという事で、和光市長寿あんしん課が所管している居宅介護支援事業者並びに介護サービス事業者連絡会、地域密着型サービスの事業者連絡会、コミュニティケア会議等その他諸々の会議に参加していくことが条件になっております。そして(四)として、1番大切な利用者へのサービスの質の向上ということで、①職員に対する研修を月1回以上行い、内容報告を行う。②地域密着型サービスの質向上の研究の実施ということで、社会福祉士や介護福祉士の養成に係る大学等の教育実習機関として実習生を受け入れる取り組みをしている。この2つに内1つに該当している事。

以上、今ご説明した用件に対して(一)が該当した場合には独自加算(I)500単位、(一)及び(二)が該当した場合には独自加算(II)750単位、(一)と(二)に該当し、かつ(三)及び(四)の内の一つ以上の要件に該当した場合には独自加算(III)1,000単位が付きます。埼玉県内では和光市と新座市が独自加算の申立を行い、一次承認がおりております。今会議で承認を頂いて正式な届出を行いたいと思います。以上です。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等ございませんか。

埼玉県内で和光・新座の2市だけということですが、必然性というのは

どうなのでしょう。

事務局

小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスの1つです。平成18年4月1日から地域密着型サービスが制度的にはじまりましたが、まだ事業計画の認知度が低いということがあります。また知事が指定するデイサービス等といった市内に点在する広域型サービスとの整合性が市町村の事業計画の中でされていないという現状があります。和光市の場合にはサービスは地域で消費していく、つまり地産地消という観点です。介護予防についても歩いていける距離で介護予防をやっていこうという考え方です。そのため地域点在しております小規模多機能型居宅介護事業者で要介護認定者のみならず介護予防事業等を展開していきます。新座につきましては民間事業所で「えん」という小規模多機能型事業所がありまして、その事業所のスキルが高く、事業者から市に独自基準を企画提案して、そこから厚生労働省にという経緯があります。第4期からは地域密着型サービス等が全国的にも普及してくるのではないかと考えております。

木暮委員

500単位というのはお金の単位ですか。

事務局

単位につきましては、診療報酬でいくと点数と同じで×10(円)となります。ですから500単位ですと5,000円、750単位だと7,500円、1,000単位ですと10,000円となります。たとえば要介護2の方が小規模多機能型居宅介護を使った場合には限度額がありますが、小規模多機能型居宅介護の場合、包括報酬といひましてヘルパーの回数に関わらず、一月の金額が決まっております。その包括報酬に独自加算部分がプラスされるということです。その独自加算については先ほど説明しました基準を条件に算定された単位数が上乘せされます。

木暮委員

上乘せというのはどういうことでしょうか。

事務局

小規模多機能型居宅介護は25名の定員なのですが、25名のかたがそれぞれの介護度を持っていて、それぞれの月額報酬に事業所の単位数が加算されるということです。

木暮委員

要介護度ごとに単位が違うのですか。

事務局	報酬額は介護度によって違います。
木暮委員	加算の点数は介護度によって違うのですが。
事務局	加算点数は事業所によって決まっていますので、定額単位で加算されます。
木暮委員	見積もりとして、一つに施設で1ヶ月で大体どのくらいになりますか。
事務局	単純な計算でいけば、1,000単位のところだと月に25万円が事業者収入として発生します。
菅野会長	算定条件はかなり厳しいようですが、3施設全部加算を取っているのですか。
事務局	和光の場合は3施設ともクリアしております。
菅野会長	当然これをする以上は市の方からもチェックしているのでしょうか。
事務局	実地支援・指導監査・レセプト点検等を行っております。
菅野会長	他にご質問はないでしょうか。
	ご質問がないようですので、採決を行いたいと思います。「和光市小規模多機能型居宅介護費における独自報酬算定基準」について原案どおり承認することについて、ご異議はございませんか。
	異議なし
	次に入ります。審議事項「和光市ケアハウス整備事業に関する事業者決定の承認」について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料No.2-①の「和光市長寿あんしんブランドデザインケアハウス整備事業 事業者選考委員会審査報告書」、資料No.②-②の「“いきいき来夢サロン”構想 社会福祉法人 和光福祉会」をご覧ください。まず資料①を開いてください。今回のケアハウス整備事業というのは、平成17年から委員の皆様の論議等により長寿あんしんプランを作成し、その中で

先ほどの地域密着型サービスの一つとしてケアハウスを福祉の里に隣接する公有地に整備していくことをご承認いただきました。この部分につきまして、療養型病床群の再編問題等いろいろなものがあいまってこの時期になりました。

経過といたしましては、3. 選定の経過のところに記載してあります。5月1日に第1回選定委員会・公開ヒアリングを行いまして、第2回・第3回と2回に分けて審査・選考を行いました。委員につきましては上段に書いてあるとおり、石川保健福祉部長を委員長として筆頭に、企画部長、総務部次長、民間の小規模多機能型居宅介護を運営している大脇氏、更には先ほど推進協にいらした高橋先生の5名の委員をもって行いました。今回の選定において3社~4社の受付はあったのですが、最終的に1社しか公募がなかった状況ですので、極めて信任性の高いものになっております。

選定の考え方といたしましては(1)(2)(3)にありますが、評価項目の点数や配分点を協議いたしまして、最低必要得点を65点という基準を設けました。この評価項目の配点は1. 団体の運営状況(実績)、2. ケアハウスの事業計画はどう考えているのか、3. ケアハウスの事業管理及び建設整備についてどういう考え・提案があるのか、4. プレゼンテーションでの提案に対する説得力や熱意を評価いたしました。結果として評価点数361点で全ての委員の基準点を上回り、社会福祉法人和光福祉会が選考されております。

パワーポイント資料の“いきいき来夢サロン”構想が当日のプレゼンテーション(公開ヒアリング)で提出されたものになります。運営実績ということで、収支及び資産状況、更には現在の和光福祉会の現状のサービス事業の形態、大きな○枠に入っている部分が和光市の指定管理者の事業として和光福祉会が行っている事業、四角で囲ってあるものが和光福祉会の自主事業として丸山台で行っている居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションです。5頁では情報開示に対する整備取組みの説明を受けております。7頁には日常生活圏域の北エリアの特徴をどう捉えているのか、8・9頁には北エリアに対する介護予防の取組みと地域支援事業の提案、10頁からは地域の高齢者への働きかけということで、色々な行事に参加を促進するための提案がなされています。11頁にはケアハウスへの一連の流れということで、様々なパターンについて入所・退所調整の提案がされています。19頁は室内レイアウトで、個室ユニットケアになっております。ユニットは一つの単位として、今回29室ですので10室・10室・9室を各単位としてユニットが

作られます。1つのユニットの中にお風呂・リビング・ダイニングのスペースがあります。個室ユニットですので、居室は個室であり、なおかつ10名の単位の中に全ての生活スペースがあるということです。今回この提案は1社のものでありましたがヒアリングを行いました。第1回・第2回・第3回と選考委員会が3回開かれました。第1回では私達が公開ヒアリングを聞き、第2回の時に選考に入りました。その時に建設整備にかかる収支計算、20年間和光市が無償で貸し出す土地の事業をやっていく上での運営の収支計算、人材確保に対する提案、これらのことについて不明確な点がありましたので追加資料の提出をお願いし、それを踏まえて第3回の時に評価をいたしました。今後、この運営委員会の承認協議の結果を踏まえまして建築確認などを行い、来年の3月31日を目途に整備が行われるようにしていきたいと思っております。

菅野会長

「和光市ケアハウス整備事業に関する事業者決定の承認について」事務局からの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

木暮委員

361点ということですが、140点減となった理由はありますでしょうか。特に大きく減点となる部分があったのでしょうか、それとも平均的にマイナス部分があったのでしょうか。

事務局

基準点を65点にいたしまして、委員が5人で行いました。個別平均点は72.1点です。事業計画についての評価点は10点と大きく配分しており、その為に少し点数のばらつきがありました。

菅野会長

1事業者だけなので、承認を得てその後に色々指導していくのではないですか。

事務局

そうですね、これを踏まえて協定書を配ります。

菅野会長

隣に隣接する和光苑を長年運営しているところですし、ここに違う事業者が決まるよりは良かったのではないのでしょうか。

金子委員

評価点の合計点ではクリアしているのでしょうか、この中で極端に悪いところはあったのでしょうか。各項目で、最低クリア点数という考えはあるのでしょうか。

事務局	<p>基準点を 65 点と設定したのですが、項目が 4 つに分かれていまして特に 2 のケアハウスの事業計画は 1 番重視するところです。3 のケアハウス事業管理及び建設整備でも⑥の建設整備の方向性は重点となっております。今回の場合、項目別にみますと 1 番も合計 19 点、2 番は 138 点、3 番は 129 点、4 番は 35 点と、特に悪いところはなく平均で 72 点となっております。</p>
金子委員	<p>今回の場合はそういうことで、平均的な点数を取っていると思います。この次行うに当たって、合計点では及第点であっても極端に悪いところがある場合にはそういう見方はしないのでしょうか。</p>
菅野会長	<p>1 項目だけが本当に低かったということであれば、委員会の論議の中で、それが修正事項で育成レベルであるのかどうかということを厳しく精査したいと思います。</p>
木暮委員	<p>評価項目と点数の配分というのは、何か参考にされているのですか。</p>
事務局	<p>今回は和光市独自のバージョンです。基準点については横浜市など他市を参考に決定しました。</p>
菅野会長	<p>他にご質問はないようですので、採決を行います。原案どおり承認することについて、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">* 異議なし*</p> <p>それでは原案どおりといたします。</p>
事務局	<p>以上、本日の審議事項については全て終了いたしました。その他、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>先ほども少し申し上げましたが、7 月 15 日頃を目途に長寿あんしん課策定会議を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
菅野会長	<p>長時間ありがとうございました。介護保険・後期高齢者医療制度また障害者自立支援制度など、いろんなものが重なってきて私自身も混乱しているところですが、今後益々この会議も重要になると思いますし、そういう意味でもメンバーが増えたのではないかと思いますので、7</p>

月からの長寿あんしんプラン策定会議もよろしく申し上げます。それではこれで平成20年度第1回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

議事録署名人

印

印